

(1) 滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワークについて

① ネットワーク設立の目的

平成 17 年法律第 124 号「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき関係機関とのネットワークを構築することとされた。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護センター、介護保険法第百十五条の四六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

② ネットワーク会議の経過

平成 20 年 3 月滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク要綱を施行し、平成 22 年 2 月第 1 回代表者会議を行い滝川市の高齢者虐待の状況報告と連携協力を図る。

平成 23 年 2 月第 2 回代表者会議を行う。

③ ネットワークの見直し検討

平成 23 年法律第 79 号「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されたことにより高齢者と同様に、障がい者に係る関係機関とのネットワークを構築することとなった。関係機関がほぼ同様であることから高齢者虐待ネットワークと一体化することを検討する。

④ ネットワークの再構築

平成 25 年 10 月に「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク設置要綱を施行する。

(別紙 1)

滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク設置要綱